

石川県薬事審議会条例

(石川県条例第 48 号 : S38.10.1 公布)

(設置)

第 1 条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 3 条の規定に基づき、石川県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 薬事に関する業務に従事する者
- 三 医薬品の消費者
- 四 石川県職員

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置き、石川県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十年七月八日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十二年三月二十四日条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成十七年三月二十二日条例第十八号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二十六年十月六日条例第三十七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。